

【表3】信濃川水域（新川水系を含む）

- ・信濃川水系信濃川及び新川水系新川並びにこれらに接続する公共用水域に排出する工場又は事業場に対して下表の上乗せ基準が適用されます。
- ・工場又は事業場が公共下水道区域にあるが下水道に接続せず公共用水域へ排水している場合、「①公共下水道処理区域に所在する工場又は事業場」の欄に掲げる許容限度をご覧ください。
- ・工場又は事業場が公共下水道区域以外の場合、「②公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場」の欄に掲げる許容限度をご覧ください。
- ・表の数値は許容限度の最大値、（ ）内の数値は日間平均値です。

項目及び許容限度		生物化学的 酸素要求量 の許容限度 (mg/L)	浮遊物質 量の許容限度 (mg/L)	フェノール 類含有量の 許容限度 (mg/L)	銅含有量の 許容限度 (mg/L)
下水道区分	工場又は事業場を代表する特定施設番号及び名称				
① 公共下水道処理区域に所在する工場又は事業場	1 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 選鉱施設 イ 選炭施設 ウ 坑水中和沈でん施設 エ 掘さく用の泥水分離施設	25 (20)	90 (70)	1	2
	1の2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業所に係るものを除く。） イ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ウ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	25 (20)	90 (70)	1	2
	2 畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 原料処理施設 イ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ウ 湯煮施設	25 (20)	80 (60)	1	2
	3 水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 水産動物原料処理施設 イ 洗浄施設 ウ 脱水施設 エ ろ過施設 オ 湯煮施設	25 (20)	80 (60)	1	2
	4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 原料処理施設 イ 洗浄施設 ウ 圧搾施設 エ 湯煮施設	25 (20)	80 (60)	1	2
	5 みそ、しょう油、食料アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 原料処理施設 イ 洗浄施設 ウ 湯煮施設 エ 濃縮施設 オ 精製施設	25 (20)	80 (60)	1	2
	6 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	25 (20)	80 (60)	1	2
	7 砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 原料処理施設 イ 洗浄施設（流送施設を含む。） ウ ろ過施設 エ 分離施設 オ 精製施設	25 (20)	80 (60)	1	2
	8 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんのでんそう	25 (20)	80 (60)	1	2
	9 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	25 (20)	80 (60)	1	2
	10 飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 原料処理施設 イ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ウ 搾汁施設 エ ろ過施設 オ 湯煮施設 カ 蒸りゅう施設	25 (20)	80 (60)	1	2

【表3】信濃川水域（新川水系を含む）

- ・信濃川水系信濃川及び新川水系新川並びにこれらに接続する公共用水域に排出する工場又は事業場に対して下表の上乗せ基準が適用されます。
- ・工場又は事業場が公共下水道区域にあるが下水道に接続せず公共用水域へ排水している場合、「①公共下水道処理区域に所在する工場又は事業場」の欄に掲げる許容限度をご覧ください。
- ・工場又は事業場が公共下水道区域以外の場合、「②公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場」の欄に掲げる許容限度をご覧ください。
- ・表の数値は許容限度の最大値、（ ）内の数値は日間平均値です。

項目及び許容限度			生物化学的 酸素要求量 の許容限度 (mg/L)	浮遊物質量 の許容限度 (mg/L)	フェノール 類含有量の 許容限度 (mg/L)	銅含有量の 許容限度 (mg/L)																
下水道区分	工場又は事業場を代表する特定施設番号及び名称																					
① 公 共 下 水 道 処 理 区 域 に 所 在	11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 原料処理施設 イ 洗浄施設 ウ 圧搾施設 エ 真空濃縮施設 オ 水洗式脱臭施設		25 (20)	80 (60)	1	2															
		12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 原料処理施設 イ 洗浄施設 ウ 圧搾施設 エ 分離施設					25 (20)	80 (60)	1	2											
			13									イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 原料処理施設 イ 洗浄施設 ウ 分離施設		25 (20)	80 (60)	1	2					
												14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 原料浸せき施設 イ 洗浄施設（流送施設を含む。） ウ 分離施設 エ 洗だめ及びこれに類する施設					25 (20)	80 (60)	1	2	
													15									ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 原料処理施設 イ ろ過施設 ウ 精製施設
	16	めん類製造業の用に供する湯煮施設		25 (20)	80 (60)	1	2															
	17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設		25 (20)	80 (60)	1	2															
	18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設		25 (20)	80 (60)	1	2															
	18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 原料処理施設 イ 湯煮施設 ウ 洗浄施設		25 (20)	80 (60)	1	2															
	18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 水洗式脱臭施設 イ 洗浄施設		25 (20)	80 (60)	1	2															
	19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア まゆ湯煮施設 イ 副蚕処理施設 ウ 原料浸せき施設 エ 精錬機及び精練そう オ シルケット機 カ 漂白機及び漂白そう キ 染色施設 ク 薬液浸透施設 ケ のり抜き施設		染色整理業に係る施設を除く	25 (20)	90 (70)	1	2														
				染色整理業に係る施設に限る	25 (20)	80 (60)	1	2														

【表3】信濃川水域（新川水系を含む）

- ・信濃川水系信濃川及び新川水系新川並びにこれらに接続する公共用水域に排出する工場又は事業場に対して下表の上乗せ基準が適用されます。
- ・工場又は事業場が公共下水道区域にあるが下水道に接続せず公共用水域へ排水している場合、「①公共下水道処理区域に所在する工場又は事業場」の欄に掲げる許容限度をご覧ください。
- ・工場又は事業場が公共下水道区域以外の場合、「②公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場」の欄に掲げる許容限度をご覧ください。
- ・表の数値は許容限度の最大値、（ ）内の数値は日間平均値です。

項目及び許容限度			生物化学的 酸素要求量 の許容限度 (mg/L)	浮遊物質 の許容限度 (mg/L)	フェノール 類含有量の 許容限度 (mg/L)	銅含有量の 許容限度 (mg/L)
下水道区分	工場又は事業場を代表する特定施設番号及び名称					
する 工 場 又 は 事 業 場	20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 洗毛施設 イ 洗化炭施設	25 (20)	80 (60)	1	2
	21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 湿式紡糸施設 イ リンター又は未精錬繊維の薬液処理施設 ウ 原料回収施設	25 (20)	90 (70)	1	2
	21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	25 (20)	90 (70)	1	2
	21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	25 (20)	90 (70)	1	2
	21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 湿式パーカー イ 接着機洗浄施設	25 (20)	90 (70)	1	2
	22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 湿式パーカー イ 薬液浸透施設	25 (20)	90 (70)	1	2
	23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 原料浸せき施設 イ 湿式パーカー ウ 碎木機 エ 蒸解施設 オ 蒸解廃液濃縮施設	25 (20)	60 (40)	1	2
		カ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 キ 漂白施設 ク 抄紙施設（抄造施設を含む。） ケ セロハン製膜施設 コ 湿式繊維板成型施設	25 (20)	90 (70)	1	2
	23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 自動式フィルム現像洗浄施設 イ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	25 (20)	90 (70)	1	2
	24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア ろ過施設 イ 分離施設 ウ 水洗式破砕施設 エ 塵ガス洗浄施設 オ 湿式集じん施設	25 (20)	90 (70)	1	2
	25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 塩水精製施設 イ 電解施設	25 (20)	90 (70)	1	2
	26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 洗浄施設 イ ろ過施設 ウ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 エ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 オ 塵ガス洗浄施設	25 (20)	90 (70)	1	2

【表3】信濃川水域（新川水系を含む）

- ・信濃川水系信濃川及び新川水系新川並びにこれらに接続する公共用水域に排出する工場又は事業場に対して下表の上乗せ基準が適用されます。
- ・工場又は事業場が公共下水道区域にあるが下水道に接続せず公共用水域へ排水している場合、「①公共下水道処理区域に所在する工場又は事業場」の欄に掲げる許容限度をご覧ください。
- ・工場又は事業場が公共下水道区域以外の場合、「②公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場」の欄に掲げる許容限度をご覧ください。
- ・表の数値は許容限度の最大値、（ ）内の数値は日間平均値です。

項目及び許容限度			生物化学的 酸素要求量 の許容限度 (mg/L)	浮遊物質 量の許容限度 (mg/L)	フェノール 類含有量の 許容限度 (mg/L)	銅含有量の 許容限度 (mg/L)
下水道区分	工場又は事業場を代表する特定施設番号及び名称					
① 公 共 下 水 道 処 理 区 域 に 所 在 す る 工 場 又 は 事 業 場	27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア ろ過施設 イ 遠心分離機 ウ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 エ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 オ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 カ 青酸製造施設のうち、反応施設 キ よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 ク 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 ケ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設	25 (20)	90 (70)	1	2
	28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 湿式アセチレンガス発生施設 イ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設 ウ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設 エ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設 オ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 カ クロロブレンモノマー洗浄施設	25 (20)	90 (70)	1	2
	29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア ベンゼン類硫酸洗浄施設 イ 静置分離機 ウ タール酸ソーダ硫酸分解施設	25 (20)	90 (70)	1	2
	30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 原料処理施設 イ 蒸りゅう施設 ウ 遠心分離機 エ ろ過施設	25 (20)	90 (70)	1	2
	31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設 イ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ウ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設	25 (20)	90 (70)	1	2
	32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア ろ過施設 イ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ウ 遠心分離機 エ 廃ガス洗浄施設	25 (20)	90 (70)	1	2
	33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 縮合反応施設 イ 水洗施設 ウ 遠心分離機 エ 静置分離機 オ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設 カ ポリブレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設 キ 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 ク ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 ケ 廃ガス洗浄施設	25 (20)	90 (70)	1	2

【表3】信濃川水域（新川水系を含む）

- ・信濃川水系信濃川及び新川水系新川並びにこれらに接続する公共用水域に排出する工場又は事業場に対して下表の上乗せ基準が適用されます。
- ・工場又は事業場が公共下水道区域にあるが下水道に接続せず公共用水域へ排水している場合、「①公共下水道処理区域に所在する工場又は事業場」の欄に掲げる許容限度をご覧ください。
- ・工場又は事業場が公共下水道区域以外の場合、「②公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場」の欄に掲げる許容限度をご覧ください。
- ・表の数値は許容限度の最大値、（ ）内の数値は日間平均値です。

項目及び許容限度			生物化学的 酸素要求量 の許容限度 (mg/L)	浮遊物質 量の許容限度 (mg/L)	フェノール 類含有量の 許容限度 (mg/L)	銅含有量の 許容限度 (mg/L)
下水道区分	工場又は事業場を代表する特定施設番号及び名称					
① 公 共 下 水 道 処 理 区 域 に 所 在 す る 工 場 又 は 事 業 場	34	合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ア ろ過施設 イ 脱水施設 ウ 水洗施設 エ ラテックス濃縮施設 オ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離機	25 (20)	90 (70)	1	2
	35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ア 蒸りゅう施設 イ 分離施設 ウ 廃ガス洗浄施設	25 (20)	90 (70)	1	2
	36	合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ア 廃酸分離施設 イ 廃ガス洗浄施設 ウ 湿式集じん施設	25 (20)	90 (70)	1	2
	37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分解その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ア 洗浄施設 イ 分離施設 ウ ろ過施設 エ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設 オ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設 カ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 キ イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設 ク エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設 ケ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコール製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設 コ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 サ トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 シ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅう施設 ス プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器	25 (20)	90 (70)	1	2
	38	石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ア 原料精製施設 イ 塩析施設	25 (20)	90 (70)	1	2
	39	硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ア 脱酸施設 イ 脱臭施設	25 (20)	90 (70)	1	2
	40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	25 (20)	90 (70)	1	2
	41	香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ア 洗浄施設 イ 抽出施設	25 (20)	90 (70)	1	2

【表3】信濃川水域（新川水系を含む）

- ・信濃川水系信濃川及び新川水系新川並びにこれらに接続する公共用水域に排出する工場又は事業場に対して下表の上乗せ基準が適用されます。
- ・工場又は事業場が公共下水道区域にあるが下水道に接続せず公共用水域へ排水している場合、「①公共下水道処理区域に所在する工場又は事業場」の欄に掲げる許容限度をご覧ください。
- ・工場又は事業場が公共下水道区域以外の場合、「②公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場」の欄に掲げる許容限度をご覧ください。
- ・表の数値は許容限度の最大値、（ ）内の数値は日間平均値です。

項目及び許容限度		生物化学的 酸素要求量 の許容限度 (mg/L)	浮遊物質 量の許容限度 (mg/L)	フェノール 類含有量の 許容限度 (mg/L)	銅含有量の 許容限度 (mg/L)
下水道区分	工場又は事業場を代表する特定施設番号及び名称				
	42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 原料処理施設 イ 石灰づけ施設 ウ 洗浄施設	25 (20)	90 (70)	1	2
	43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	25 (20)	90 (70)	1	2
	44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 原料処理施設 イ 脱水施設	25 (20)	90 (70)	1	2
	45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	25 (20)	90 (70)	1	2
	46 第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 水洗施設 イ ろ過施設 ウ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 エ 廃ガス洗浄施設	25 (20)	90 (70)	1	2
① 公 共 下 水 道 処 理 区 域	47 医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 動物原料処理施設 イ ろ過施設 ウ 分離施設 エ 混合施設（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） オ 廃ガス洗浄施設	25 (20)	90 (70)	1	2
	48 火薬製造業の用に供する洗浄施設	25 (20)	90 (70)	1	2
	49 農業製造業の用に供する混合施設	25 (20)	90 (70)	1	2
	50 政令第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	25 (20)	90 (70)	1	2
	51 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 脱塩施設 イ 原油常圧蒸りゅう施設 ウ 脱硫施設 エ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 オ 潤滑油洗浄施設	25 (20)	90 (70)	1	2
	51の2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設	25 (20)	90 (70)	1	2
	51の3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	25 (20)	90 (70)	1	2
	52 皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 洗浄施設 イ 石灰づけ施設 ウ タンニンづけ施設 エ クロム浴施設 オ 染色施設	25 (20)	90 (70)	1	2
	53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 研磨洗浄施設 イ 廃ガス洗浄施設	25 (20)	90 (70)	1	2

【表3】信濃川水域（新川水系を含む）

- ・信濃川水系信濃川及び新川水系新川並びにこれらに接続する公共用水域に排出する工場又は事業場に対して下表の上乗せ基準が適用されます。
- ・工場又は事業場が公共下水道区域にあるが下水道に接続せず公共用水域へ排水している場合、「①公共下水道処理区域に所在する工場又は事業場」の欄に掲げる許容限度をご覧ください。
- ・工場又は事業場が公共下水道区域以外の場合、「②公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場」の欄に掲げる許容限度をご覧ください。
- ・表の数値は許容限度の最大値、（ ）内の数値は日間平均値です。

項目及び許容限度			生物化学的 酸素要求量 の許容限度 (mg/L)	浮遊物質 量の許容限度 (mg/L)	フェノール 類含有量の 許容限度 (mg/L)	銅含有量の 許容限度 (mg/L)
下水道区分	工場又は事業場を代表する特定施設番号及び名称					
域 に 所 在 す る 工 場 又 は 事 業 場	54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 抄造施設 イ 成型機 ウ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）	25（20）	90（70）	1	2
	55	生コンクリート製造業の用に供するパツチャープラント	25（20）	90（70）	1	2
	56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	25（20）	90（70）	1	2
	57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	25（20）	90（70）	1	2
	58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 水洗式破碎施設 イ 水洗式分別施設 ウ 酸処理施設	25（20）	90（70）	1	2
	59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 水洗式破碎施設 イ 水洗式分別施設	25（20）	90（70）	1	2
	60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	25（20）	90（70）	1	2
	61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア タール及びガス液分離施設 イ ガス冷却洗浄施設 ウ 圧延施設 エ 焼入れ施設	25（20）	90（70）	1	2
	62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 還元そう イ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ウ 焼入れ施設 エ 水銀精製施設 オ 廃ガス洗浄施設 カ 湿式集じん施設	25（20）	90（70）	1	2
	63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 焼入れ施設 イ 電解式洗浄施設 ウ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 エ 水銀精製施設 オ 廃ガス洗浄施設	25（20）	90（70）	1	2
	63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	25（20）	80（60）	1	2
	63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	25（20）	90（70）	1	2
	64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア タール及びガス液分離施設 イ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）	25（20）	90（70）	1	2

【表3】信濃川水域（新川水系を含む）

- ・信濃川水系信濃川及び新川水系新川並びにこれらに接続する公共用水域に排出する工場又は事業場に対して下表の上乗せ基準が適用されます。
- ・工場又は事業場が公共下水道区域にあるが下水道に接続せず公共用水域へ排水している場合、「①公共下水道処理区域に所在する工場又は事業場」の欄に掲げる許容限度をご覧ください。
- ・工場又は事業場が公共下水道区域以外の場合、「②公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場」の欄に掲げる許容限度をご覧ください。
- ・表の数値は許容限度の最大値、（ ）内の数値は日間平均値です。

項目及び許容限度			生物化学的 酸素要求量 の許容限度 (mg/L)	浮遊物質量 の許容限度 (mg/L)	フェノール 類含有量の 許容限度 (mg/L)	銅含有量の 許容限度 (mg/L)
下水道区分	工場又は事業場を代表する特定施設番号及び名称					
① 公 共 下 水 道 処 理 区 域 に 所 在 す る 工 場 又 は 事 業 場	64の2	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。） 、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定する ものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。） の施設のうち、洗浄施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり 1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ア 沈でん施設 イ ろ過施設	25（20）	90（70）	1	2
	65	酸又はアルカリによる表面処理施設	25（20）	90（70）	1	2
	66	電気めっき施設	25（20）	90（70）	1	2
	66の2	エチレンオキシサイド又は一・四－ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除 く。）	25（20）	90（70）	1	2
	66の3	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を 除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア ちゅう房施設 イ 洗たく施設 ウ 入浴施設	25（20）	80（60）	1	2
	66の4	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をい う。）に設置されているちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に 「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	25（20）	80（60）	1	2
	66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル 未満の事業場に係るものを除く。）	25（20）	80（60）	1	2
	66の6	飲食店（次号及び第66号の7に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総 床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	25（20）	80（60）	1	2
	66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供 しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	25（20）	80（60）	1	2
	66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて 客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が 1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	25（20）	80（60）	1	2
	67	洗たく業の用に供する洗浄施設	25（20）	80（60）	1	2
	68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	25（20）	90（70）	1	2
	68の2	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第1項に規定するものをいう。）で 病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの ア ちゅう房施設 イ 洗浄施設 ウ 入浴施設	25（20）	90（70）	1	2
	69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	25（20）	90（70）	1	2
	69の2	中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第3項に規定するものをい う。）に設置される設備であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） ア 卸売場 イ 仲卸売場	25（20）	90（70）	1	2

【表3】信濃川水域（新川水系を含む）

- ・信濃川水系信濃川及び新川水系新川並びにこれらに接続する公共用水域に排出する工場又は事業場に対して下表の上乗せ基準が適用されます。
- ・工場又は事業場が公共下水道区域にあるが下水道に接続せず公共用水域へ排水している場合、「①公共下水道処理区域に所在する工場又は事業場」の欄に掲げる許容限度をご覧ください。
- ・工場又は事業場が公共下水道区域以外の場合、「②公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場」の欄に掲げる許容限度をご覧ください。
- ・表の数値は許容限度の最大値、（ ）内の数値は日間平均値です。

項目及び許容限度			生物化学的 酸素要求量 の許容限度 (mg/L)	浮遊物質 量の許容限度 (mg/L)	フェノール 類含有量の 許容限度 (mg/L)	銅含有量の 許容限度 (mg/L)
下水道区分	工場又は事業場を代表する特定施設番号及び名称					
① 公 共 下 水 道 処 理 区 域 に 所 在 す る 工 場 又 は 事 業 場	69の3	地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ア 卸売場 イ 仲卸売場	25（20）	90（70）	1	2
	70	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）	25（20）	90（70）	1	2
	70の2	自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）	25（20）	90（70）	1	2
	71	自動式車両洗浄施設	25（20）	90（70）	1	2
	71の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第1条の2に規定するものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 洗浄施設 イ 焼入れ施設	25（20）	90（70）	1	2
	71の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設	25（20）	90（70）	1	2
	71の4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設	25（20）	90（70）	1	2
	71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）	25（20）	90（70）	1	2
	71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）	25（20）	90（70）	1	2
	72	し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化そうを除く。）	25（20）	90（70）	1	2
	73	下水道終末処理施設	25（20）	90（70）	1	2
	74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）	当該工場又は事業場で処理を行う汚水を排出する工場又は事業場の区分に応じ、この表を適用することとした場合において適用されることとなる許容限度とする。この場合において、当該汚水を排出する工場又は事業場に異なる許容限度が適用されることとなるときは、それらの許容限度のうち最小の許容限度とする。			

【表3】信濃川水域（新川水系を含む）

- ・信濃川水系信濃川及び新川水系新川並びにこれらに接続する公共用水域に排出する工場又は事業場に対して下表の上乗せ基準が適用されます。
- ・工場又は事業場が公共下水道区域にあるが下水道に接続せず公共用水域へ排水している場合、「①公共下水道処理区域に所在する工場又は事業場」の欄に掲げる許容限度をご覧ください。
- ・工場又は事業場が公共下水道区域以外の場合、「②公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場」の欄に掲げる許容限度をご覧ください。
- ・表の数値は許容限度の最大値、（ ）内の数値は日間平均値です。

項目及び許容限度			生物化学的 酸素要求量 の許容限度 (mg/L)	浮遊物質量 の許容限度 (mg/L)	フェノール 類含有量の 許容限度 (mg/L)	銅含有量の 許容限度 (mg/L)
下水道区分	工場又は事業場を代表する特定施設番号及び名称					
② 公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場	1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 選鉱施設 イ 選炭施設 ウ 坑水中和沈でん施設 エ 掘さく用の泥水分離施設	60 (50)	90 (70)	1	2
	1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業所に係るものを除く。） イ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ウ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	100 (80)	100 (80)	1	2
	2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 原料処理施設 イ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ウ 湯煮施設	90 (70)	80 (60)	1	2
	3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 水産動物原料処理施設 イ 洗浄施設 ウ 脱水施設 エ ろ過施設 オ 湯煮施設	90 (70)	80 (60)	1	2
	4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 原料処理施設 イ 洗浄施設 ウ 圧搾施設	90 (70)	80 (60)	1	2
	5	みそ、しょう油、食料アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 原料処理施設 イ 洗浄施設 ウ 湯煮施設 エ 濃縮施設 オ 精製施設	90 (70)	80 (60)	1	2
	6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	90 (70)	80 (60)	1	2
	7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 原料処理施設 イ 洗浄施設（流送施設を含む。） ウ ろ過施設 エ 分離施設 オ 精製施設	90 (70)	80 (60)	1	2
	8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんのでんそう	90 (70)	80 (60)	1	2
	9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	90 (70)	80 (60)	1	2
	10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 原料処理施設 イ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ウ 搾汁施設 エ ろ過施設 オ 湯煮施設 カ 蒸りゅう施設	90 (70)	80 (60)	1	2

【表3】信濃川水域（新川水系を含む）

- ・信濃川水系信濃川及び新川水系新川並びにこれらに接続する公共用水域に排出する工場又は事業場に対して下表の上乗せ基準が適用されます。
- ・工場又は事業場が公共下水道区域にあるが下水道に接続せず公共用水域へ排水している場合、「①公共下水道処理区域に所在する工場又は事業場」の欄に掲げる許容限度をご覧ください。
- ・工場又は事業場が公共下水道区域以外の場合、「②公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場」の欄に掲げる許容限度をご覧ください。
- ・表の数値は許容限度の最大値、（ ）内の数値は日間平均値です。

項目及び許容限度			生物化学的 酸素要求量 の許容限度 (mg/L)	浮遊物質 量の許容限度 (mg/L)	フェノール 類含有量の 許容限度 (mg/L)	銅含有量の 許容限度 (mg/L)															
下水道区分	工場又は事業場を代表する特定施設番号及び名称																				
② 公 共 下 水 道 処 理 区 域 外 に 所	11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 原料処理施設 イ 洗浄施設 ウ 圧搾施設 エ 真空濃縮施設 オ 水洗式脱臭施設	90（70）	80（60）	1	2															
		12					動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 原料処理施設 イ 洗浄施設 ウ 圧搾施設 エ 分離施設	90（70）	80（60）	1	2										
							13					イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 原料処理施設 イ 洗浄施設 ウ 分離施設	90（70）	80（60）	1	2					
												14					でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 原料浸せき施設 イ 洗浄施設（流送施設を含む。） ウ 分離施設 エ 洗だめ及びこれに類する施設	90（70）	80（60）	1	2
																	15				
	16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	90（70）	80（60）	1	2															
	17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	90（70）	80（60）	1	2															
	18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	90（70）	80（60）	1	2															
	18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 原料処理施設 イ 湯煮施設 ウ 洗浄施設	90（70）	80（60）	1	2															
	18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 水洗式脱臭施設 イ 洗浄施設	90（70）	80（60）	1	2															
	19	初顔染又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア まゆ湯煮施設 イ 副産物処理施設 ウ 原料浸せき施設 エ 精練機及び精練そう オ シルケット機 カ 漂白機及び漂白そう キ 染色施設 ク 薬液浸透施設 ケ のり抜き施設	染色整理業に係る施設を除く	60（50）	90（70）	1	2														
			染色整理業に係る施設に限る	100（80）	80（60）	1	2														

【表3】信濃川水域（新川水系を含む）

- ・信濃川水系信濃川及び新川水系新川並びにこれらに接続する公共用水域に排出する工場又は事業場に対して下表の上乗せ基準が適用されます。
- ・工場又は事業場が公共下水道区域にあるが下水道に接続せず公共用水域へ排水している場合、「①公共下水道処理区域に所在する工場又は事業場」の欄に掲げる許容限度をご覧ください。
- ・工場又は事業場が公共下水道区域以外の場合、「②公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場」の欄に掲げる許容限度をご覧ください。
- ・表の数値は許容限度の最大値、（ ）内の数値は日間平均値です。

項目及び許容限度			生物化学的 酸素要求量 の許容限度 (mg/L)	浮遊物質 量の許容限度 (mg/L)	フェノール 類含有量の 許容限度 (mg/L)	銅含有量の 許容限度 (mg/L)
下水道区分	工場又は事業場を代表する特定施設番号及び名称					
在 す る 工 場 又 は 事 業 場	20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 洗毛施設 イ 洗化炭施設	100 (80)	80 (60)	1	2
	21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 湿式紡糸施設 イ リンター又は未精錬繊維の薬液処理施設 ウ 原料回収施設	60 (50)	90 (70)	1	2
	21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	90 (70)	120 (100)	1	2
	21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	90 (70)	120 (100)	1	2
	21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 湿式パーカー イ 接着機洗浄施設	90 (70)	120 (100)	1	2
	22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 湿式パーカー イ 薬液浸透施設	60 (50)	90 (70)	1	2
	23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 原料浸せき施設 イ 湿式パーカー ウ 碎木機 エ 蒸解施設 オ 蒸解廃液濃縮施設 カ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 キ 漂白施設 ク 抄紙施設（抄造施設を含む。） ケ セロハン製膜施設 コ 湿式繊維板成型施設	40 (30)	60 (40)	1	2
			90 (70)	120 (100)	1	2
	23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 自動式フィルム現像洗浄施設 イ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	60 (50)	90 (70)	1	2
	24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア ろ過施設 イ 分離施設 ウ 水洗式破碎施設 エ 廃ガス洗浄施設 オ 湿式集じん施設	60 (50)	90 (70)	1	2
	25	水電解法によるガブロータ又はガブカクの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 塩水精製施設 イ 電解施設	60 (50)	90 (70)	1	2
	26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 洗浄施設 イ ろ過施設 ウ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 エ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 オ 廃ガス洗浄施設	60 (50)	90 (70)	1	2

【表3】信濃川水域（新川水系を含む）

- ・信濃川水系信濃川及び新川水系新川並びにこれらに接続する公共用水域に排出する工場又は事業場に対して下表の上乗せ基準が適用されます。
- ・工場又は事業場が公共下水道区域にあるが下水道に接続せず公共用水域へ排水している場合、「①公共下水道処理区域に所在する工場又は事業場」の欄に掲げる許容限度をご覧ください。
- ・工場又は事業場が公共下水道区域以外の場合、「②公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場」の欄に掲げる許容限度をご覧ください。
- ・表の数値は許容限度の最大値、（ ）内の数値は日間平均値です。

項目及び許容限度			生物化学的 酸素要求量 の許容限度 (mg/L)	浮遊物質量 の許容限度 (mg/L)	フェノール 類含有量の 許容限度 (mg/L)	銅含有量の 許容限度 (mg/L)																				
下水道区分	工場又は事業場を代表する特定施設番号及び名称																									
② 公 共 下 水 道 処 理 区 域 外 に 所 在 す る 工 場 又 は 事 業 場	27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア　ろ過施設 イ　遠心分離機 ウ　硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 エ　活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 オ　無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 カ　青酸製造施設のうち、反応施設 キ　よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 ク　海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 ケ　バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設	60（50）	90（70）	1	2																				
		28					カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア　湿式アセチレンガス発生施設 イ　さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設 ウ　ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設 エ　アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設 オ　塩化ビニルモノマー洗浄施設 カ　クロロブレンモノマー洗浄施設	60（50）	90（70）	1	2															
							29					コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア　ベンゼン類硫酸洗浄施設 イ　静置分離機 ウ　タール酸ソーダ硫酸分解施設	60（50）	90（70）	1	2										
												30					発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア　原料処理施設 イ　蒸りゅう施設 ウ　遠心分離機 エ　ろ過施設	60（50）	90（70）	1	2					
																	31					メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア　メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設 イ　ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ウ　フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設	60（50）	90（70）	1	2
							32						有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア　ろ過施設 イ　顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ウ　遠心分離機 エ　廃ガス洗浄施設	60（50）	90（70）	1						2				
													33													

【表3】信濃川水域（新川水系を含む）

- ・信濃川水系信濃川及び新川水系新川並びにこれらに接続する公共用水域に排出する工場又は事業場に対して下表の上乗せ基準が適用されます。
- ・工場又は事業場が公共下水道区域にあるが下水道に接続せず公共用水域へ排水している場合、「①公共下水道処理区域に所在する工場又は事業場」の欄に掲げる許容限度をご覧ください。
- ・工場又は事業場が公共下水道区域以外の場合、「②公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場」の欄に掲げる許容限度をご覧ください。
- ・表の数値は許容限度の最大値、（ ）内の数値は日間平均値です。

項目及び許容限度		生物化学的 酸素要求量 の許容限度 (mg/L)	浮遊物質 の許容限度 (mg/L)	フェノール 類含有量の 許容限度 (mg/L)	銅含有量の 許容限度 (mg/L)
下水道区分	工場又は事業場を代表する特定施設番号及び名称				
② 公 共 下 水 道 処 理 区 域 外 に 所 在 す る 工 場 又 は 事 業 場	34 合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア ろ過施設 イ 脱水施設 ウ 水洗施設 エ ラテックス濃縮施設 オ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離機	60 (50)	90 (70)	1	2
	35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 蒸りゅう施設 イ 分離施設 ウ 廃ガス洗浄施設	60 (50)	90 (70)	1	2
	36 合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 廃酸分離施設 イ 廃ガス洗浄施設 ウ 湿式集じん施設	60 (50)	90 (70)	1	2
	37 前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分解その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 洗浄施設 イ 分離施設 ウ ろ過施設 エ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設 オ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設 カ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 キ イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設 ク エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設 ケ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコール製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設 コ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 サ トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 シ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチル	60 (50)	90 (70)	1	2
	38 石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 原料精製施設 イ 塩析施設	60 (50)	90 (70)	1	2
	39 硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 脱酸施設 イ 脱臭施設	60 (50)	90 (70)	1	2
	40 脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	60 (50)	90 (70)	1	2
	41 香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 洗浄施設 イ 抽出施設	60 (50)	90 (70)	1	2
	42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 原料処理施設 イ 石灰づけ施設 ウ 洗浄施設	60 (50)	90 (70)	1	2

【表3】信濃川水域（新川水系を含む）

- ・信濃川水系信濃川及び新川水系新川並びにこれらに接続する公共用水域に排出する工場又は事業場に対して下表の上乗せ基準が適用されます。
- ・工場又は事業場が公共下水道区域にあるが下水道に接続せず公共用水域へ排水している場合、「①公共下水道処理区域に所在する工場又は事業場」の欄に掲げる許容限度をご覧ください。
- ・工場又は事業場が公共下水道区域以外の場合、「②公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場」の欄に掲げる許容限度をご覧ください。
- ・表の数値は許容限度の最大値、（ ）内の数値は日間平均値です。

項目及び許容限度			生物化学的 酸素要求量 の許容限度 (mg/L)	浮遊物質 量の許容限度 (mg/L)	フェノール 類含有量の 許容限度 (mg/L)	銅含有量の 許容限度 (mg/L)
下水道区分	工場又は事業場を代表する特定施設番号及び名称					
	43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	60 (50)	90 (70)	1	2
	44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 原料処理施設 イ 脱水施設	60 (50)	90 (70)	1	2
	45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	60 (50)	90 (70)	1	2
	46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 水洗施設 イ ろ過施設 ウ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 エ 廃ガス洗浄施設	60 (50)	90 (70)	1	2
	47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 動物原料処理施設 イ ろ過施設 ウ 分離施設 エ 混合施設（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） オ 廃ガス洗浄施設	60 (50)	90 (70)	1	2
② 公 共	48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	60 (50)	90 (70)	1	2
	49	農業製造業の用に供する混合施設	60 (50)	90 (70)	1	2
	50	政令第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	60 (50)	90 (70)	1	2
	51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 脱塩施設 イ 原油常圧蒸りゅう施設 ウ 脱硫施設 エ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 オ 潤滑油洗浄施設	60 (50)	90 (70)	1	2
	51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設	60 (50)	90 (70)	1	2
	51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	60 (50)	90 (70)	1	2
	52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 洗浄施設 イ 石灰づけ施設 ウ タンニンづけ施設 エ クロム浴施設 オ 染色施設	60 (50)	90 (70)	1	2

【表3】信濃川水域（新川水系を含む）

- ・信濃川水系信濃川及び新川水系新川並びにこれらに接続する公共用水域に排出する工場又は事業場に対して下表の上乗せ基準が適用されます。
- ・工場又は事業場が公共下水道区域にあるが下水道に接続せず公共用水域へ排水している場合、「①公共下水道処理区域に所在する工場又は事業場」の欄に掲げる許容限度をご覧ください。
- ・工場又は事業場が公共下水道区域以外の場合、「②公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場」の欄に掲げる許容限度をご覧ください。
- ・表の数値は許容限度の最大値、（ ）内の数値は日間平均値です。

項目及び許容限度			生物化学的 酸素要求量 の許容限度 (mg/L)	浮遊物質 量の許容限度 (mg/L)	フェノール 類含有量の 許容限度 (mg/L)	銅含有量の 許容限度 (mg/L)
下水道区分	工場又は事業場を代表する特定施設番号及び名称					
下 水 道 処 理 区 域 外 に 所 在 す る 工 場 又 は 事 業 場	53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 研磨洗浄施設 イ 廃ガス洗浄施設	60 (50)	90 (70)	1	2
	54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 抄造施設 イ 成型機 ウ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）	60 (50)	90 (70)	1	2
	55	生コンクリート製造業の用に供するパツチャープラント	60 (50)	90 (70)	1	2
	56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	60 (50)	90 (70)	1	2
	57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	60 (50)	90 (70)	1	2
	58	黒炭原料（バイオ炭原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 水洗式破碎施設 イ 水洗式分別施設 ウ 酸処理施設 エ 脱水施設	60 (50)	90 (70)	1	2
	59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 水洗式破碎施設 イ 水洗式分別施設	60 (50)	90 (70)	1	2
	60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	60 (50)	90 (70)	1	2
	61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア タール及びガス液分離施設 イ ガス冷却洗浄施設 ウ 圧延施設 エ 焼入れ施設 オ 湿式集じん施設	60 (50)	90 (70)	1	2
	62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 還元そう イ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。） ウ 焼入れ施設 エ 水銀精製施設 オ 廃ガス洗浄施設	60 (50)	90 (70)	1	2
	63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 焼入れ施設 イ 電解式洗浄施設 ウ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 エ 水銀精製施設	60 (50)	90 (70)	1	2
	63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	90 (70)	80 (60)	1	2
	63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	80 (60)	100 (80)	1	2

【表3】信濃川水域（新川水系を含む）

- ・信濃川水系信濃川及び新川水系新川並びにこれらに接続する公共用水域に排出する工場又は事業場に対して下表の上乗せ基準が適用されます。
- ・工場又は事業場が公共下水道区域にあるが下水道に接続せず公共用水域へ排水している場合、「①公共下水道処理区域に所在する工場又は事業場」の欄に掲げる許容限度をご覧ください。
- ・工場又は事業場が公共下水道区域以外の場合、「②公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場」の欄に掲げる許容限度をご覧ください。
- ・表の数値は許容限度の最大値、（ ）内の数値は日間平均値です。

項目及び許容限度			生物化学的 酸素要求量 の許容限度 (mg/L)	浮遊物質 量の許容限度 (mg/L)	フェノール 類含有量の 許容限度 (mg/L)	銅含有量の 許容限度 (mg/L)
下水道区分	工場又は事業場を代表する特定施設番号及び名称					
② 公 共 下 水 道 処 理 区 域 外 に 所 在 す る 工 場 又 は 事 業 場	64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア タール及びガス液分離施設 イ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）	60（50）	90（70）	1	2
	64の2	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。） 工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。） の施設のうち、洗浄施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ア 沈でん施設 イ ろ過施設	60（50）	90（70）	1	2
	65	酸又はアルカリによる表面処理施設	60（50）	90（70）	1	2
	66	電気めっき施設	60（50）	90（70）	1	2
	66の2	エチレンオキシド又は一・四－ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）	60（50）	90（70）	1	2
	66の3	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア ちゅう房施設 イ 洗たく施設 ウ 入浴施設	90（70）	80（60）	1	2
	66の4	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。）に設置されているちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	90（70）	80（60）	1	2
	66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	90（70）	80（60）	1	2
	66の6	飲食店（次号及び第66号の7に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	90（70）	80（60）	1	2
	66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	90（70）	80（60）	1	2
	66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	90（70）	80（60）	1	2
	67	洗たく業の用に供する洗浄施設	90（70）	80（60）	1	2
	68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	60（50）	90（70）	1	2
	68の2	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第1項に規定するものをいう。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの ア ちゅう房施設 イ 洗浄施設 ウ 入浴施設	80（60）	100（80）	1	2
	69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	60（50）	90（70）	1	2

【表3】信濃川水域（新川水系を含む）

- ・信濃川水系信濃川及び新川水系新川並びにこれらに接続する公共用水域に排出する工場又は事業場に対して下表の上乗せ基準が適用されます。
- ・工場又は事業場が公共下水道区域にあるが下水道に接続せず公共用水域へ排水している場合、「①公共下水道処理区域に所在する工場又は事業場」の欄に掲げる許容限度をご覧ください。
- ・工場又は事業場が公共下水道区域以外の場合、「②公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場」の欄に掲げる許容限度をご覧ください。
- ・表の数値は許容限度の最大値、（ ）内の数値は日間平均値です。

項目及び許容限度			生物化学的 酸素要求量 の許容限度 (mg/L)	浮遊物質量 の許容限度 (mg/L)	フェノール 類含有量の 許容限度 (mg/L)	銅含有量の 許容限度 (mg/L)	
下水道区分	工場又は事業場を代表する特定施設番号及び名称						
	69の2	中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第3項に規定するものをいう。）に設置される設備であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） ア 卸売場 イ 仲卸売場	60（50）	90（70）	1	2	
	69の3	地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ア 卸売場 イ 仲卸売場	60（50）	90（70）	1	2	
② 公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場	70	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）	60（50）	90（70）	1	2	
	70の2	自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）	60（50）	90（70）	1	2	
	71	自動式車両洗浄施設	60（50）	90（70）	1	2	
	71の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第1条の2に規定するものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 洗浄施設 イ 焼入れ施設	60（50）	90（70）	1	2	
	71の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設	80（60）	100（80）	1	2	
	71の4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設	80（60）	100（80）	1	2	
	71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）	60（50）	90（70）	1	2	
	71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）	60（50）	90（70）	1	2	
	72	し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化そうを除く。）	し尿浄化槽に限る	40（30）	90（70）	1	2
			し尿浄化槽を除く	30（20）	90（70）	1	2
73	下水道終末処理施設	25（20）	90（70）	1	2		

【表3】信濃川水域（新川水系を含む）

- ・信濃川水系信濃川及び新川水系新川並びにこれらに接続する公共用水域に排出する工場又は事業場に対して下表の上乗せ基準が適用されます。
- ・工場又は事業場が公共下水道区域にあるが下水道に接続せず公共用水域へ排水している場合、「①公共下水道処理区域に所在する工場又は事業場」の欄に掲げる許容限度をご覧ください。
- ・工場又は事業場が公共下水道区域以外の場合、「②公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場」の欄に掲げる許容限度をご覧ください。
- ・表の数値は許容限度の最大値、（ ）内の数値は日間平均値です。

項目及び許容限度			生物化学的 酸素要求量 の許容限度 (mg/L)	浮遊物質 の許容限度 (mg/L)	フェノール 類含有量の 許容限度 (mg/L)	銅含有量の 許容限度 (mg/L)
下水道区分	工場又は事業場を代表する特定施設番号及び名称					
	74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）	当該工場又は事業場で処理を行う汚水を排出する工場又は事業場の区分に応じ、この表を適用することとした場合において適用されることとなる許容限度とする。この場合において、当該汚水を排出する工場又は事業場に異なる許容限度が適用されることとなるときは、それらの許容限度の			
備 考						
1 「信濃川水域」とは、信濃川水系信濃川及び新川水系新川並びにこれらに接続する公共用水域(鳥屋野潟水域(第2号の表の備考1に定める水域をいう。))及び阿賀野川水系阿賀野川を除き、内水面に限る。)をいう。						
2 「公共下水道処理区域」とは、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域をいう。						
3 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものとする。						
4 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に適用する。						
5 この表による排水基準が適用される工場又は事業場が2以上の施設を設置する場合において、当該工場又は事業場に異なる許容限度が適用されることとなるときはそれらの許容限度のうち最小の許容限度を適用する。						
6 この表による排水基準が適用される工場又は事業場が別表第1に掲げる施設以外の政令別表第1に掲げる施設を同時に設置する場合にあっては、この表を適用する。						
7 銅含有量についての許容限度は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場には、当分の間、適用しない。						
8 検定方法は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条の規定に基づき定められた方法とする。						